

計画書

名 称		半田運河周辺地区計画					
位 置		半田市東本町二丁目、中村町一丁目及び二丁目、荒古町一丁目及び二丁目、船入町、東雲町、源平町、新栄町、幸町一丁目、東浜町一丁目、銀座本町四丁目及び五丁目の各一部					
面 積		約 9.4ha					
及 区 域 の 整 備 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、半田市の歴史を感じさせる半田運河、醸造蔵や旧家などの落ち着いた歴史的まちなみ景観を有しており、半田運河は修景整備事業によりその周辺のまちなみと調和のとれた良好な景観を有している。</p> <p>このため、地区計画を定めることにより、歴史を感じさせるまちなみの保全と居住環境の向上を図り、半田運河、醸造蔵や旧家など歴史的建造物と調和したまちなみ景観の形成を図る。</p>					
	土地利用の方針	半田運河、醸造蔵や旧家など居住空間と伝統的産業が調和した歴史的情緒のある市街地として、居住環境に配慮した落ち着いたきのある土地利用の誘導を図る。					
	地区施設の整備方針	既存の施設を有効に活用し、道路においては地区の歴史的建造物等と調和のとれた景観の形成を図る。					
	建築物等の整備方針	居住空間と伝統的産業の調和した市街地の形成を図るなかで、半田運河、醸造蔵や旧家など歴史的建造物が現存する歴史的なまちなみ景観に調和するよう建築物の用途制限をし、建築物の形態又は意匠及びかき又はさくの構造について誘導を図る。					
地区 整備 計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区（準工業地域）	B地区（商業地域）	C地区（近隣商業地域）	
		地区の面積		7.2ha	1.7ha	0.5ha	
	建築物等の用途制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 3. カラオケボックスその他これに類するもの 4. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 6. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項まで及び第11項第2号に掲げる営業をするもの 8. 自動車教習所 9. 畜舎 10. 別表に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの 			<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 3. カラオケボックスその他これに類するもの 4. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項まで及び第11項第2号に掲げる営業をするもの 7. 自動車教習所 8. 畜舎 9. 別表に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの 		
	かき又はさくの制限	道路に面するかき又はさくは、歴史的まちなみに調和したものとする。					
建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋根の形状は本地区の歴史的まちなみに調和したものとする。 2. 外壁及び屋根の色彩は、本地区の歴史的まちなみ景観に調和した落ち着いたきのある色調とする。 						

別表 危険物の貯蔵又は処理に関する数量

危険物		地区の名称	A 地区	B 地区	C 地区
(1)	火薬類(玩具煙火を除く。)	火薬	20 Kg		
		爆薬			
		工業雷管、電気雷管及び信号雷管			
		銃用雷管	3 万個		
		実包及び空包	2,000 個		
		信管及び火管			
		導爆線			
		導火線	1 Km		
		電気導火線			
		信号炎管、信号火箭及び煙火	25 Kg		
		その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。		
(2)	マッチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガス	A / 20			
(3)	第一石油類、第二石油類、第三石油類又は第四石油類（それぞれ消防法別表第 1 の備考 12 及び備考 14 から備考 16 までに規定する第一石油類、第二石油類、第三石油類又は第四石油類をいう。以下同じ。）	A	1	A / 2	2
(4)	(1)から(3)までに掲げる危険物以外のもの	2A	3	A / 10	4
備考					
<p>1 この表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わずその貯蔵又は処理に供する建築物を建築することはできない。ただし、地下貯蔵庫により貯蔵される第一石油類、アルコール類（消防法別表第 1 の備考 13 に規定するアルコール類をいう。）第二石油類、第三石油類及び第四石油類はこの限りでない。</p> <p>2 この表において、A は、(2)に掲げるものについては建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 116 条第 1 項の表中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、(3)及び(4)に掲げるものについては同項の表中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表わすものとする。</p> <p>3 この表の 1 の欄に掲げる数量は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 2 条第 1 号に規定する屋内貯蔵所のうち位置、構造及び設備について平成 5 年建設省告示第 1439 号に定める基準に適合するもの（以下「特定屋内貯蔵所」という。）、同令第 3 条第 2 号イに規定する第一種販売取扱所（以下「第一種販売取扱所」という。）又は同条第 2 号ロに規定する第二種販売取扱所（以下「第二種販売取扱所」という。）にあつては、3A とする。</p> <p>4 この表の 2 の欄に掲げる数量は、特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、3A / 2 とする。</p> <p>5 この表の 3 の欄に掲げる数量は、特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所又は第二種販売取扱所にあつては、5A とする。</p> <p>6 この表の 4 の欄に掲げる数量は、特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、3A / 10 とする。</p>					